

平成 3 0 年 度

隨時監査(工事監査)結果報告書

鈴 鹿 市 監 査 委 員

目 次

第1	随時監査（工事監査）の実施概要	-----	1
第2	監査の結果	-----	2

第1 随時監査（工事監査）の実施概要

1 監査の対象

地方自治法第199条第5項に基づく随時監査（工事監査）として、平成30年度における3,000万円以上の工事のうち、実施時期の出来高を考慮して次の工事を監査対象とした。

- (1) 件名 玉垣準幹線外下水管布設工事
- (2) 工事担当課 上下水道局下水道工務課
- (3) 工事場所 鈴鹿市南玉垣町地内
- (4) 工事概要
 - ア 総区間延長 L=1,195.0m
 - イ 開削区間延長（φ150） L=1,157.4m
 - ウ 人孔設置工
 - (ア) 組立1号マンホール N=25基
 - (イ) 組立楕円マンホール N=6基
 - (ウ) 小型（塩ビ）マンホール N=1基
 - エ 公共ます設置工（φ200型） N=59箇所
 - オ 簡易推進工（φ150） L=37.6m
- (5) 入札方法 事後審査型一般競争入札
総合評価落札方式（入札後審査型）
- (6) 工事請負者 成和建设株式会社
- (7) 請負金額 93,258,000円（税込み）
- (8) 工事期間 平成30年9月6日から平成31年3月10日まで
- (9) 工事進捗状況（平成30年11月30日現在）
 - ア 計画出来高 32.1%
 - イ 実施出来高 8.6%

2 監査実施年月日 平成31年1月9日及び10日

3 監査の方法

技術的視点による関係図書の抽出調査及び実査に基づく質問により監査を行った。

なお、この監査に当たっては、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、公益社団法人大阪技術振興協会に工事等技術調査業務を委託し、技術士による調査を実施した。

4 監査の主眼

工事に関する計画、設計、積算、入札、契約、工事監理及び施工等が、適正かつ効率的に行われているか、改善点がないかに重点を置いた。

第2 監査の結果

書類調査及び現地調査の結果、工事関係書類及び施工状況は、概ね適正であると認められたが、設計図書、共通仕様書、工期設定、施工管理及び施工監理（監督）に関する書類並びに工事標識類において改善すべき事項が見受けられた。

なお、指摘事項（修正・改善を要する事項）、所見（検討・努力を要する事項）及び注意事項は次のとおりである。

1 指摘事項

- (1) 縦断面図の文字や数字が小さくて不明確である。
また、曲率の項目欄が空白で、設計に用いていない。
今後は、明確で適切な設計図面を作成されたい。

2 所見

- (1) 立坑の口径を縮小することによって、立坑土工及び立坑土留工の工費が安価となるため、今後は、立坑の最小径に関して検討されたい。
- (2) 工期設定では三重県県土整備部積算基準（共通編）に基づいた積算日数よりも短縮されている上、工事が予定よりも遅れているため、かなり過密な工程計画である。国土交通省が定めている公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第4号を確認の上、計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努められたい。
- (3) 施工計画書（簡易推進）において、提出期限の遅れとともに、立坑の構築及び撤去方法、埋戻土の種類、発生土処理、空伏工、簡易推進機械の方向転換の説明並びに簡易推進及び立坑の出来形管理等に関する記載がなく、必要な書類が不足している。この書類不備に関して監督員は口頭で指示しているが、今後は、指示書で要求するよう留意されたい。

3 注意事項

- (1) 次の事項が見受けられたので、留意されたい。
 - ア 設計図書
 - (ア) 縦断面図において、下水道本管が深くなる区間があり、コントロールポイントが不明確である。
 - (イ) 縦断面図のマンホール名称を統一しておらず、組立マンホール標準図（特殊1号組立マンホール）の名称にも一致していない。
 - イ 共通仕様書
 - (ア) 9ページにおいて、直近の工事及び本工事では適用していない埋設標識テープに関する記載がある。
 - (イ) 49ページにおいて、推進工事における必要な資格の「推進工事技士」を「推進工事技師」と表記しているとともに、「推進工事技士」の資格を求めている旨を補足していない。
 - (ウ) 51ページにおいて、表1-1の提出書類の提出先の担当課名が旧名称である。
 - ウ 施工監理
 - (ア) 施工体制チェックリストを作成していない。

エ 施工計画書

- (ア) ページ番号の記載がない。
- (イ) 指定機械において、4.9 t クレーン車の記載がない。
- (ウ) 施工方法において、開削工法の施工手順に、矢板の設置及び撤去に関する説明並びに留意点に関する記載がない。
- (エ) 施工方法において、簡易推進工法の施工手順に、立坑、矢板の設置及び撤去並びに覆工板等に関して、説明及び留意点の記載がない。

オ 工事標識類

- (ア) 工事看板において、工事期間の表示が不明確である。